

地域公共交通計画とは

1 地域公共交通計画を策定する目的

地域公共交通計画は、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものである。

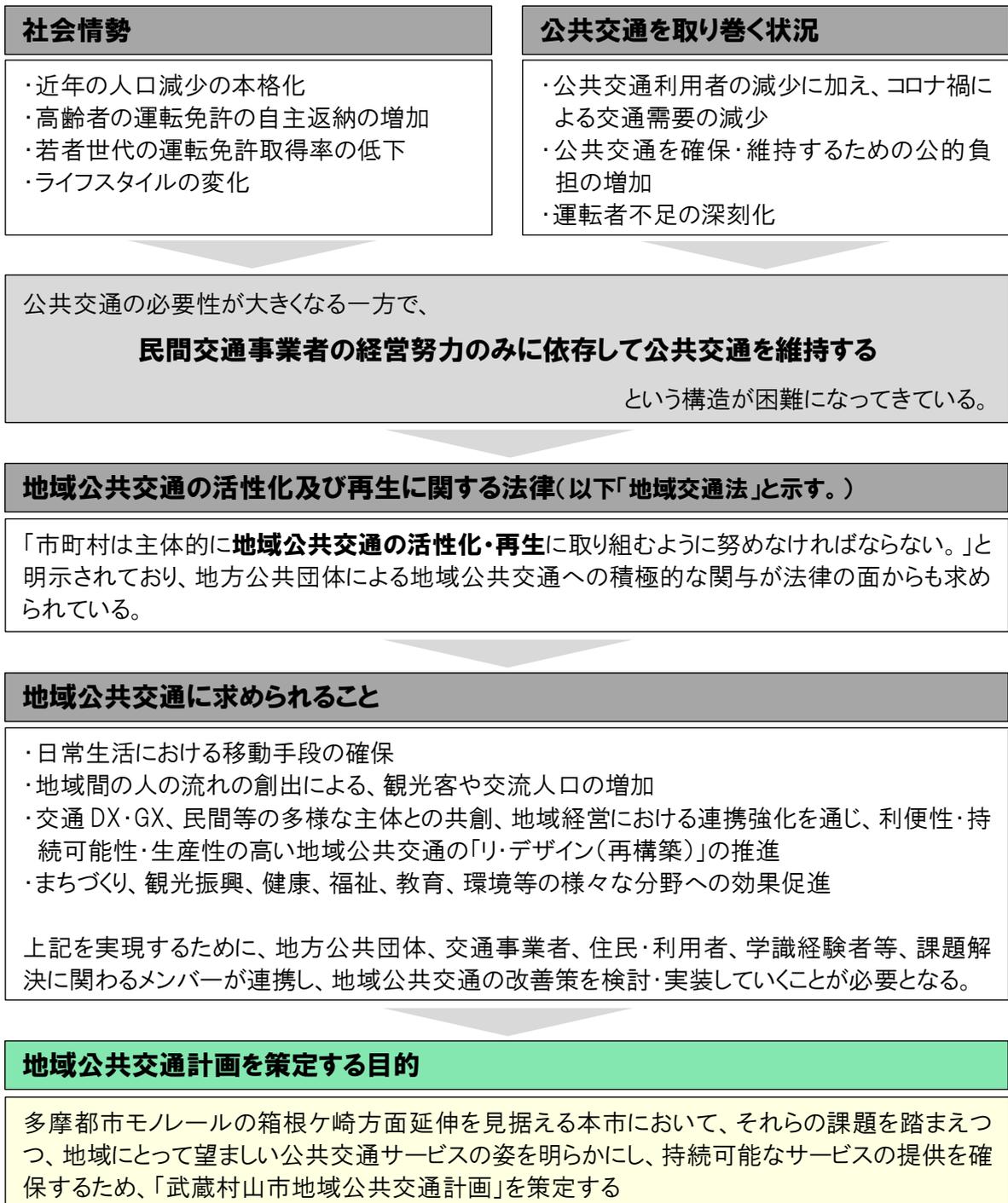


図 地域公共交通を策定する目的

2 地域公共交通計画の記載事項

2.1 地域公共交通計画の記載事項

2.1.1 地域公共交通計画の法定の記載事項

地域公共交通計画に記載が必要な事項（地域交通法で定められている記載事項）は、以下のとおりである。

【地域公共交通計画の法定の記載事項】

■ 記載事項（法§5②）

① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

② 計画の区域

③ 計画の目標

（※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法§5④、施行規則10の2））

④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体

（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5⑤））

⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項

⑥ 計画期間

⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

■ 記載に努める事項（法§5③）

① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項

② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項

③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項

④ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項

⑤ ①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（実践編）（第4版（令和5年10月））

図 地域公共交通計画の法定の記載事項

2.1.2 本計画の概要(案)

1) 計画区域

計画の区域は、武蔵村山市全域とする。

2) 計画の期間

計画の期間は令和 8 年●月から令和 18 年●月末とする。

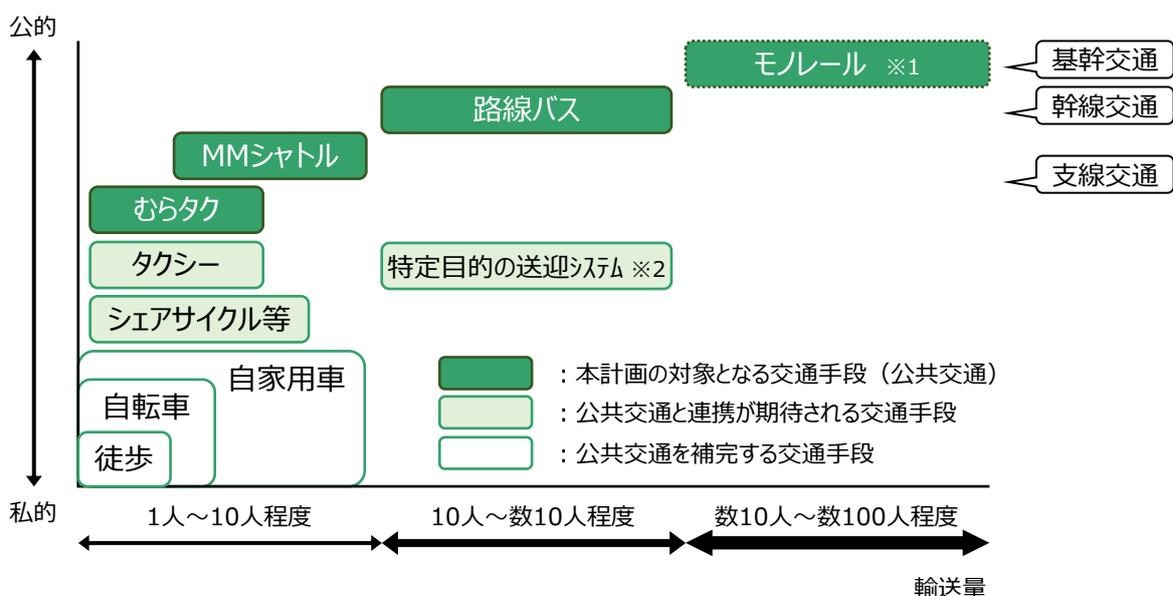
ただし、計画策定から概ね 5 年後を目途に中間見直しをおこなうものとする。

3) 計画の対象となる交通手段

多摩都市モノレールを基幹交通、路線バスを幹線交通、MM シャトル・むらタクをフィーダー交通（支線）として本計画の対象とする公共交通として位置付ける。

なお、タクシー、シェアサイクル、特定目的の送迎システムや、「私的交通」である徒歩や自転車、自家用車などの、多様な交通手段と連携・補完し合いながら人々の移動を支えることとする。

（特定目的の送迎システムを対象とするか確認）



※1：多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面が武蔵村山市内まで延伸した際は、本計画の対象となる移動手段（公共交通）として位置付ける

※2：特定目的の送迎システムは、学校、企業、福祉施設、病院送迎バス、介護タクシー等

図 地域公共交通の考え方(イメージ)

2.2 地域公共交通計画と国補助制度との連動化

2.2.1 地域公共交通計画と国補助制度との連動化とは

国土交通省では、真に公的負担により確保・維持が必要な地域公共交通に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に併せて、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化をおこなった。

補助事業を活用する際は、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、市町村の地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会において協議が必要となる。

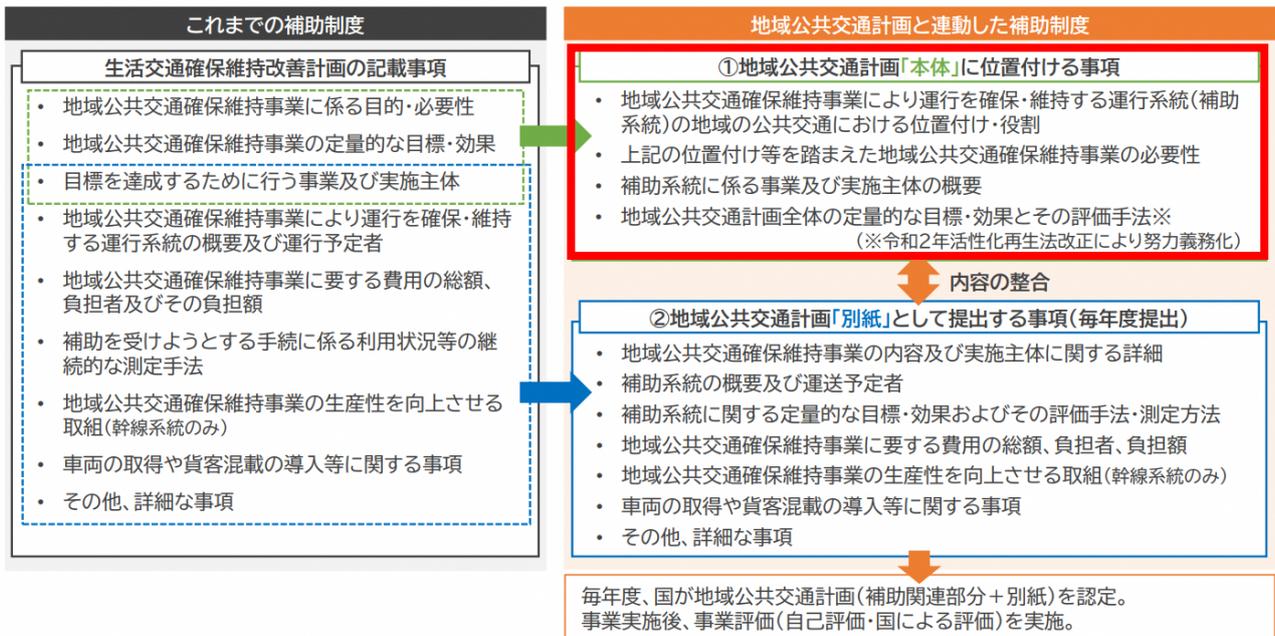


図 地域公共交通計画と国補助制度との連動化とは

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (~令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度~)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	

※補助系統を位置付けるべき地域公共交通計画の作成主体等について、悩まれる場合はお近くの地方運輸局・運輸支局にご相談ください。

図 補助金の執行について

出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット（国土交通省 HP）

2.2.2 国補助制度との連動化に向けた地域公共交通計画への記載事項

1) 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割について整理する。

<表での整理イメージ>

Check! 系統の記載

表内の系統名は図と整合させて記載してください。

Check! 取組の方向性の記載

幹線・フィーダーの将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載してください。

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域内幹線	乗合バス 水色系統	××駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行
	乗合バス 赤系統		
支線	乗合タクシー(区域運行) 橙系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す
	乗合バス 青系統、黄緑系統		

<地図での整理イメージ>

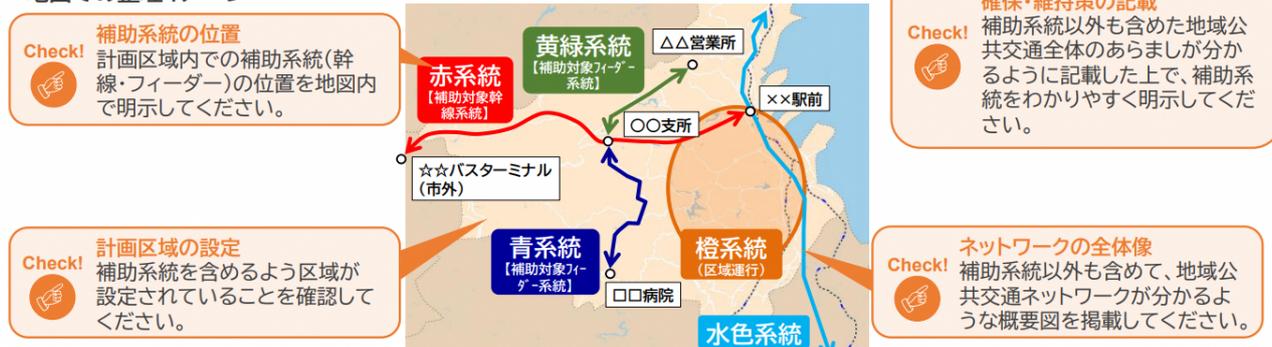


図 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割(記載イメージ)

2) 地域公共交通確保維持事業の必要性

上記で整理した位置付け等を踏まえ、地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割、必要性を文章で具体的に記載する。

<説明イメージ>

- ・ **赤系統**は、XX市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の××駅前並びに☆☆バスターミナル、経由地である〇〇支所では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **青系統**は、地域拠点である〇〇支所から周辺部の居住地や、□□病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移手段としての役割を担っており、また、〇〇支所では**赤系統**への接続により広域への移動も可能とするなど、**赤系統**を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **黄緑系統**は、地域拠点である〇〇支所から・・・(以下略)

Check! 補助事業の必要性

地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割を文章で具体的に記載してください。

図 地域公共交通確保維持事業の必要性(記載イメージ)

出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット（国土交通省 HP）

3) 補助系統に係る事業及び実施主体

補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要を整理する。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	××駅前	〇〇支所	☆☆BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
橙系統	◇◇地区内			4条乗合	区域運行	XX市(運行は交通事業者に委託)	なし
...							

Check! 整理対象の事業
補助系統以外にも含め、全体の事業内容や事業区分等を記載してください。

Check! 実施主体の記載
主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記してください。

Check! 補助系統の記載
補助系統を明示してください。

Check! 車両購入費補助に関する記載
車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載してください。

図 補助系統に係る事業及び実施主体(記載イメージ)

4) 地域公共交通全体の定量的な目標・効果

地域公共交通全体の具体的な数値指標・目標値を設定する。加えて、各数値指標の評価方法についても記載する。

なお、「標準指標」である地域公共交通の利用者数や収支状況、当該地域公共交通に投じられる公的負担額は数値指標として必ず設定が必要となる。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値(R元年度)	目標値(R6年度)
交通事業者との連携強化による路線の維持・改善	市内路線バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	50,000千人/年	55,000千人/年
	青系統の年間利用者数		2,000千人/年	2,100千人/年
市民の外出機会の創出	市民における路線バスの利用率	市民意識調査により毎年計測	40%	45%
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	3,700万円/年	3,800万円/年
	市内路線バスの収支差	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	▲4,500万円/年	▲4,000万円/年
...				

Check! 数値指標・目標値
地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定してください。

Check! 個別系統の目標
基本的に、個別の補助系統に関する目標・評価手法等は別紙に記載してください。ただし、特に重要な系統については、個別の補助系統に関する目標を本体に記載しても構いません。

Check! 単位について
利用者1人当たり又は住民1人当たりでも差し支えありません。

Check! 収支について
収支については、収支率でも差し支えありません。

Check! データ取得手法
具体的なデータ取得方法について記載してください。

図 地域公共交通全体の定量的な目標・効果(記載イメージ)

出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット（国土交通省 HP）

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
-
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

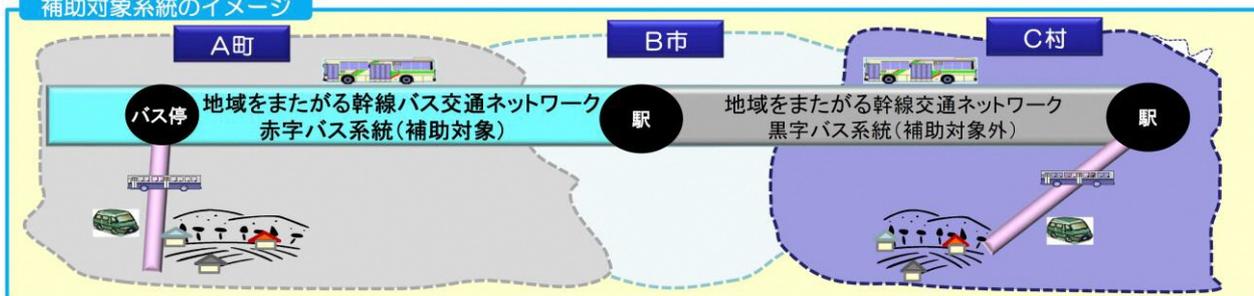
- 補助率
1/2

○ 主な補助要件

- 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
 - ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

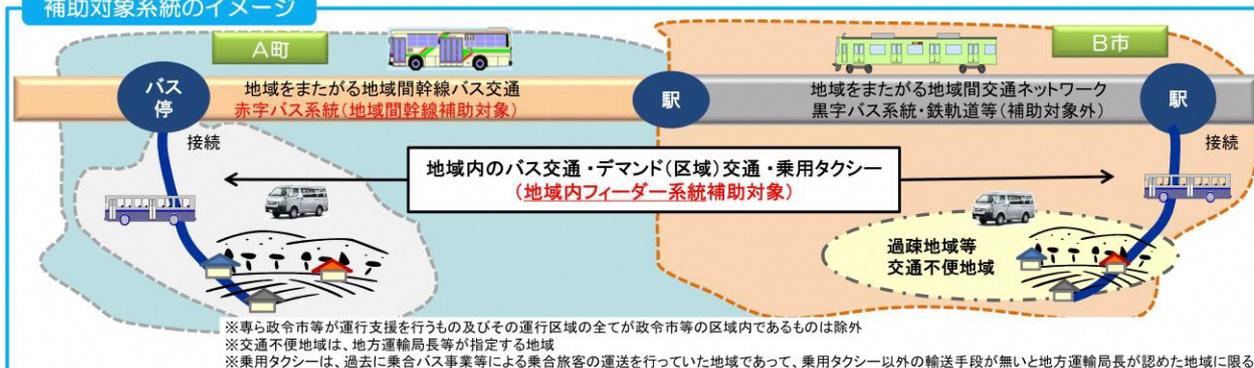


- 補助率
1/2以内

○ 主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

3 武蔵村山市地域公共交通計画の位置付け

武蔵村山市地域公共交通計画の作成にあたり、国や都の方針を確認するとともに、武蔵村山市長期総合計画の将来都市像や公共交通に関する施策、まち・ひと・しごと創生総合戦略での方針に基づき、各関連計画との連携・整合を図りながら、本計画を策定する。

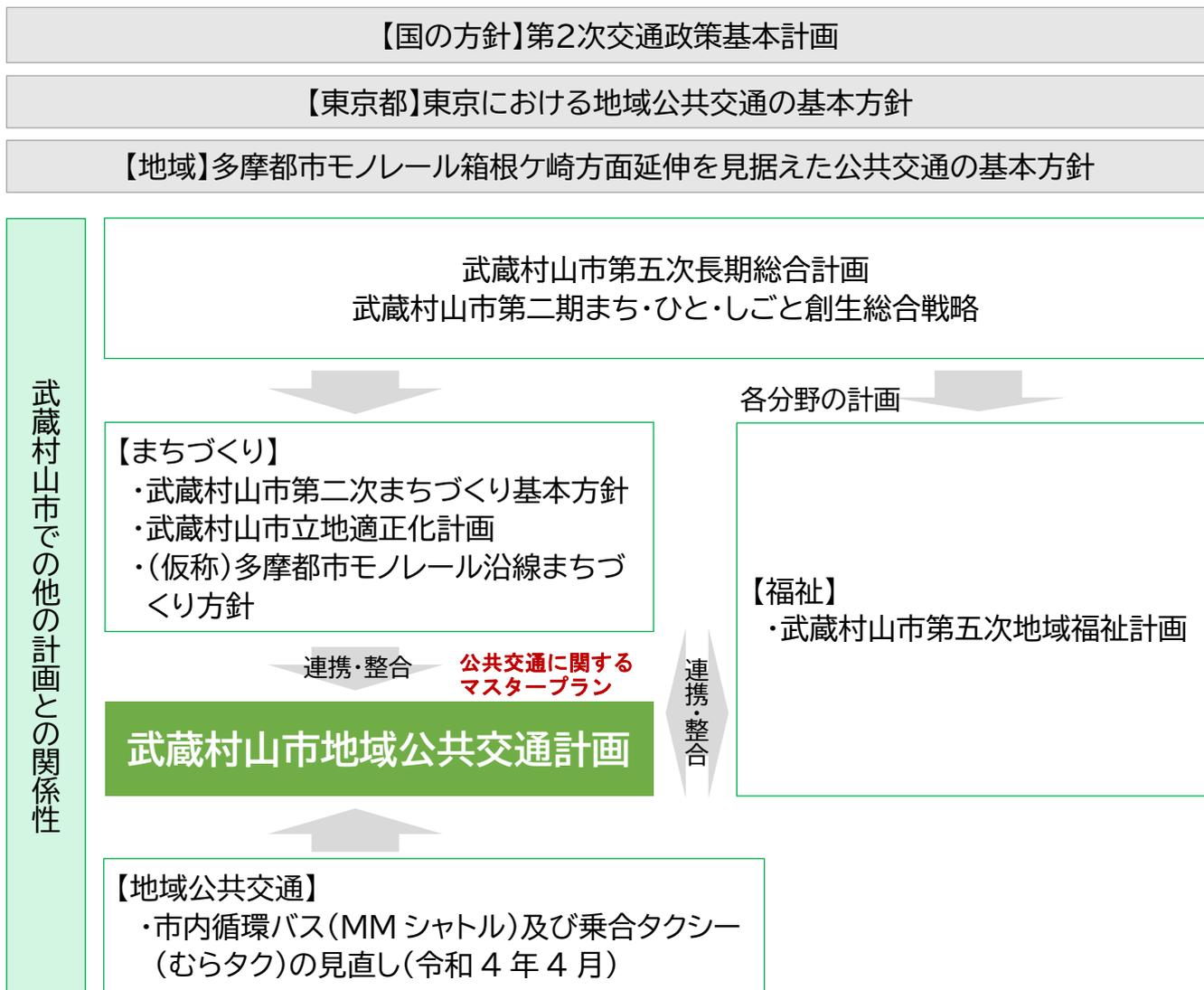


図 武蔵村山市地域公共交通計画の位置づけ

4 武蔵村山市地域公共交通計画作成スケジュール

令和6年度・7年度の2か年に渡り検討を行い、令和8年3月の作成を目指す。

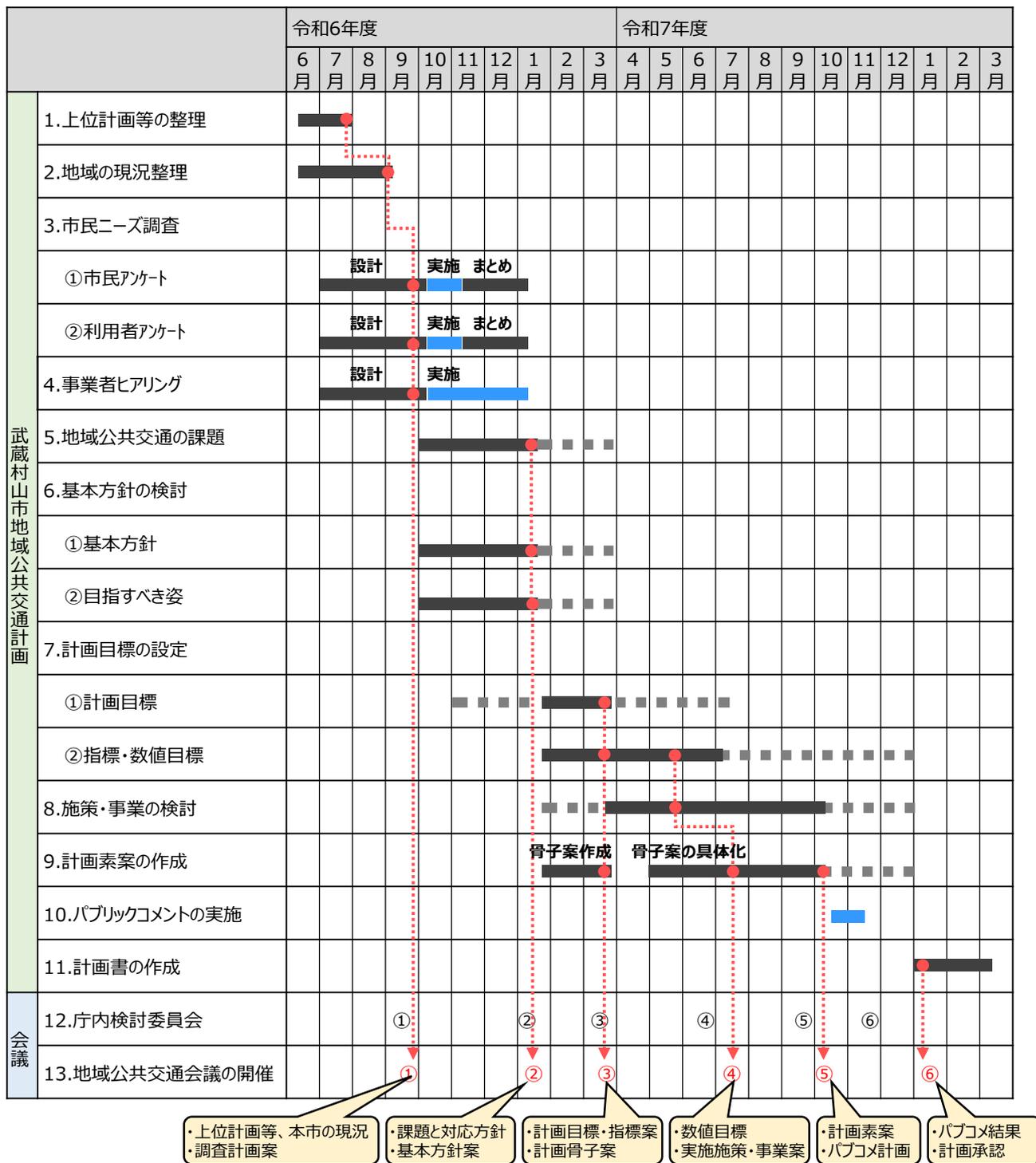


図 武蔵村山市地域公共交通計画の作成スケジュール

5 武蔵村山市地域公共交通計画の構成

地域公共交通計画の記載事項を踏まえ、武蔵村山市地域公共交通計画の構成案と協議事項は以下のとおり。

